

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 18 日

カブシキガイシャ アサヒドケン

申請者 氏名又は名称 株式会社 朝日土建

住所 奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号

代表者氏名 川井 俊二

電話番号 0742-24-8001

FAX番号 0742-24-8002

メールアドレス asahidoken@song.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 18 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 朝日土建

住 所 奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号

代表取締役

代表者氏名 川井 俊二

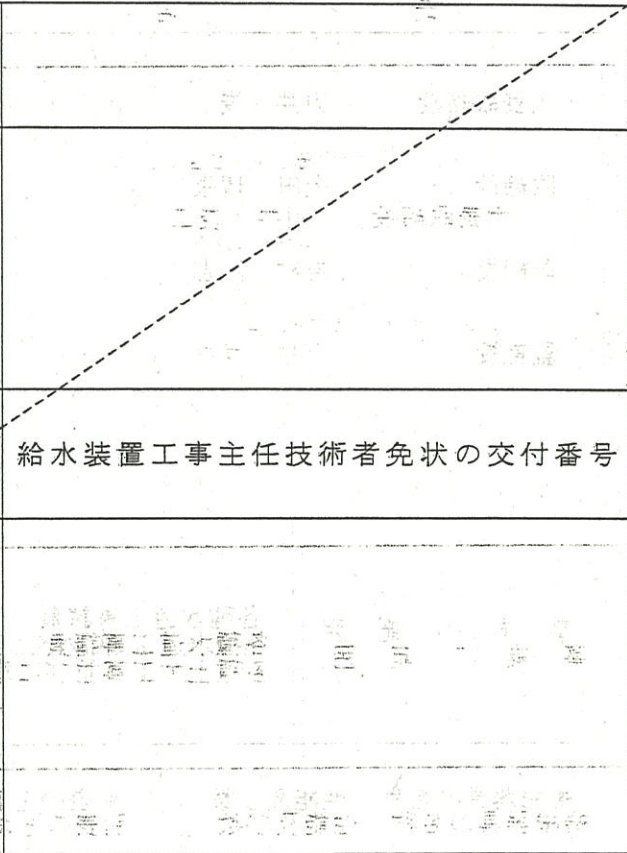


水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 カワイ シュンジ 川井 俊二	
取締役 ツチダ ハルヤス 土田 晴康	
取締役 ヨシムラ サトシ 吉村 仁志	
監査役 カワイ コウ 川井 コウ	
事業の範囲	各種水道工事請負 各種土木工事並びに建築工事施工請負
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 朝日土建
上記事業所の所在地	郵便番号630-8104 住所 奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号 電話番号0742-24-8001 F AX番号0742-24-8002 メールアドレス asahidoken@song.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
川井 俊二	第155862号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 29年 10月 18日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	エンジンカッター		1	
	高速カッター		2	
	セーバーソー		1	
	バンドソー		1	
	金切ノコ		1	
管の加工用の 機械器具	NS グルーバー	R E X50A	1	
	ネジ切り機		1	
	やすり		1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式 13mm～100mm	1	
	管挿入機		1	
	パイプレンチ		1	
水圧テスト ポンプ	テストポンプ	アサダ 手動式	1	
	テストポンプ	電動式	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29年 10月 18日

申請者

氏名又は名称 株式会社 朝日土建

住 所 奈良市奈良阪町1085番地

緑商第一ビル102号

代表者氏名 代表取締役 川井 俊二



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市奈良阪町1085番地緑商第一ビル102号
株式会社朝日土建

会社法人等番号	1500-01-000135	
商号	株式会社古川土木	
	株式会社朝日土建	平成 2年10月 1日変更
本店	奈良市紀寺町669番地の1朝日プラザ奈良紀寺207号	平成 2年10月 1日移転
	奈良市奈良阪町1085番地緑商第一ビル102号	平成19年 4月15日移転 平成19年 4月19日登記
公告をする方法	奈良日日新聞に掲載する	
会社成立の年月日	昭和51年1月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種水道工事請負 2. 各種土木工事並びに建築設計施工請負 3. 前各号に附帯する一切の事業業務 	
発行可能株式総数	3万2000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>土田晴康</u>	平成19年 6月26日重任 ----- 平成19年 6月29日登記
	取締役	土田晴康	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>川井俊二</u>	平成19年 6月26日重任 ----- 平成19年 6月29日登記
	取締役	川井俊二	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉村仁志</u>	平成25年 6月24日就任 ----- 平成25年 6月28日登記
	取締役	吉村仁志	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
	<u>奈良市大安寺五丁目10番3号</u> <u>代表取締役</u>	<u>川井俊二</u>	平成19年 6月26日重任 ----- 平成19年 6月29日登記
	奈良市大安寺五丁目10番3号 代表取締役	川井俊二	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
	<u>監査役</u>	<u>川井コウ</u>	平成19年 6月26日就任 ----- 平成19年 6月29日登記
	監査役	川井コウ	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

奈良市奈良阪町1085番地緑商第一ビル102号
株式会社朝日土建

登記記録に関する
事項

平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により

平成14年 7月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年10月18日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自



定 款

株式会社朝日土建

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社朝日土建 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種水道工事請負
2. 各種土木工事並びに建築設計施工請負
3. 前各号に附帯する一切の事業業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良市 に置く。

(公告)

第 4 条 当社の公告は、奈良日日新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、32,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 7 条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者またはその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び記載・記録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(議長)

第13条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

第15条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載または記録した議事録を作成する。

(招集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役3名以上5名以内を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会の決議によって、取締役社長を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第22条 当社は、取締役会を設置する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載または記録した議事録を作成する。

第6章 監査役

(監査役の設置)

第27条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は2名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第32条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載、記録された株主又は質権者に配当する。

② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。

③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

(平成19年6月26日 変更)

平成29年10月18日

現行のものと相違ありません。

株式会社 朝日土建

代表取締役 川井 俊二



第一五五八六二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 川井 俊二

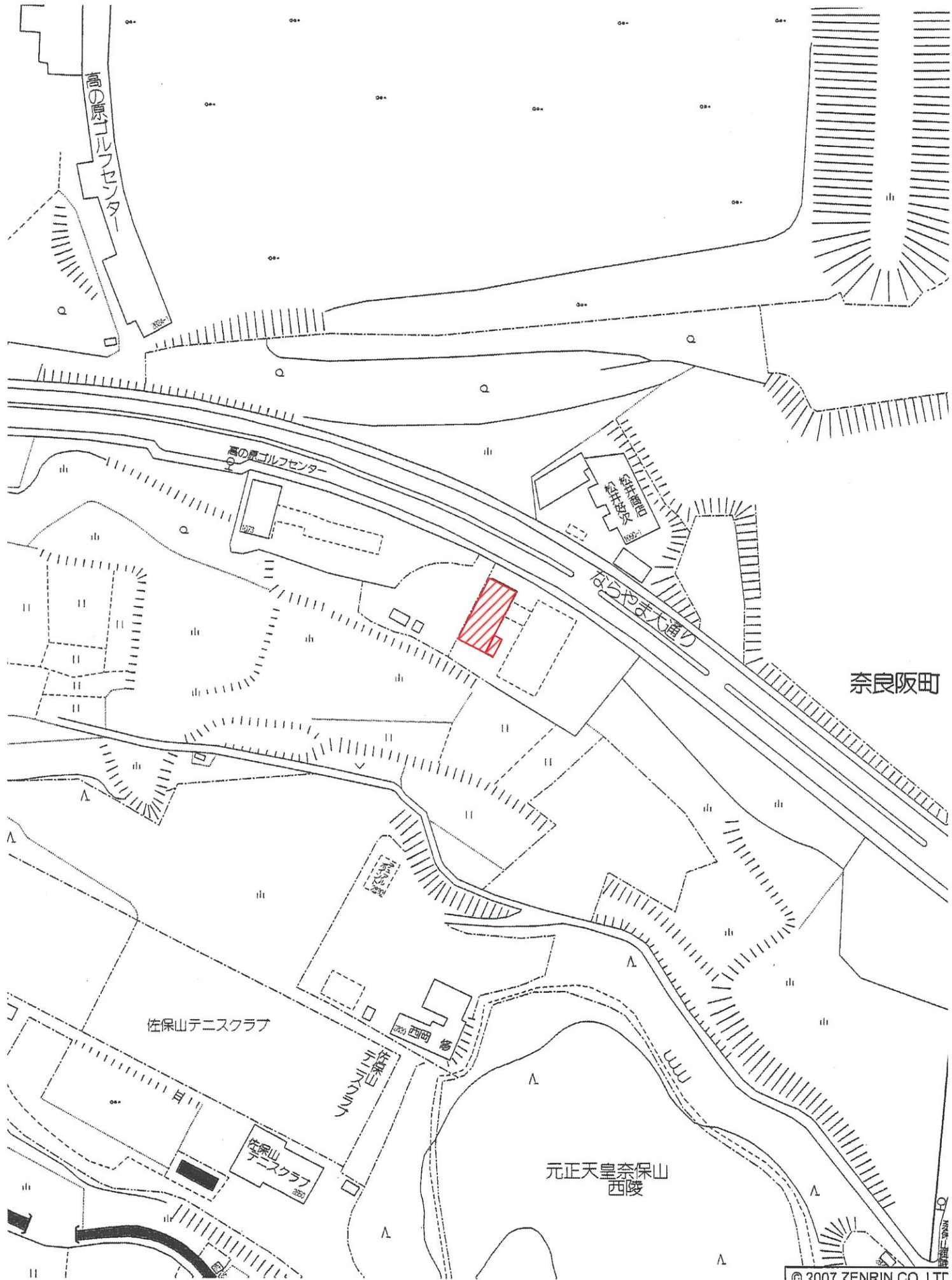
昭和四十六年五月三十一日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平



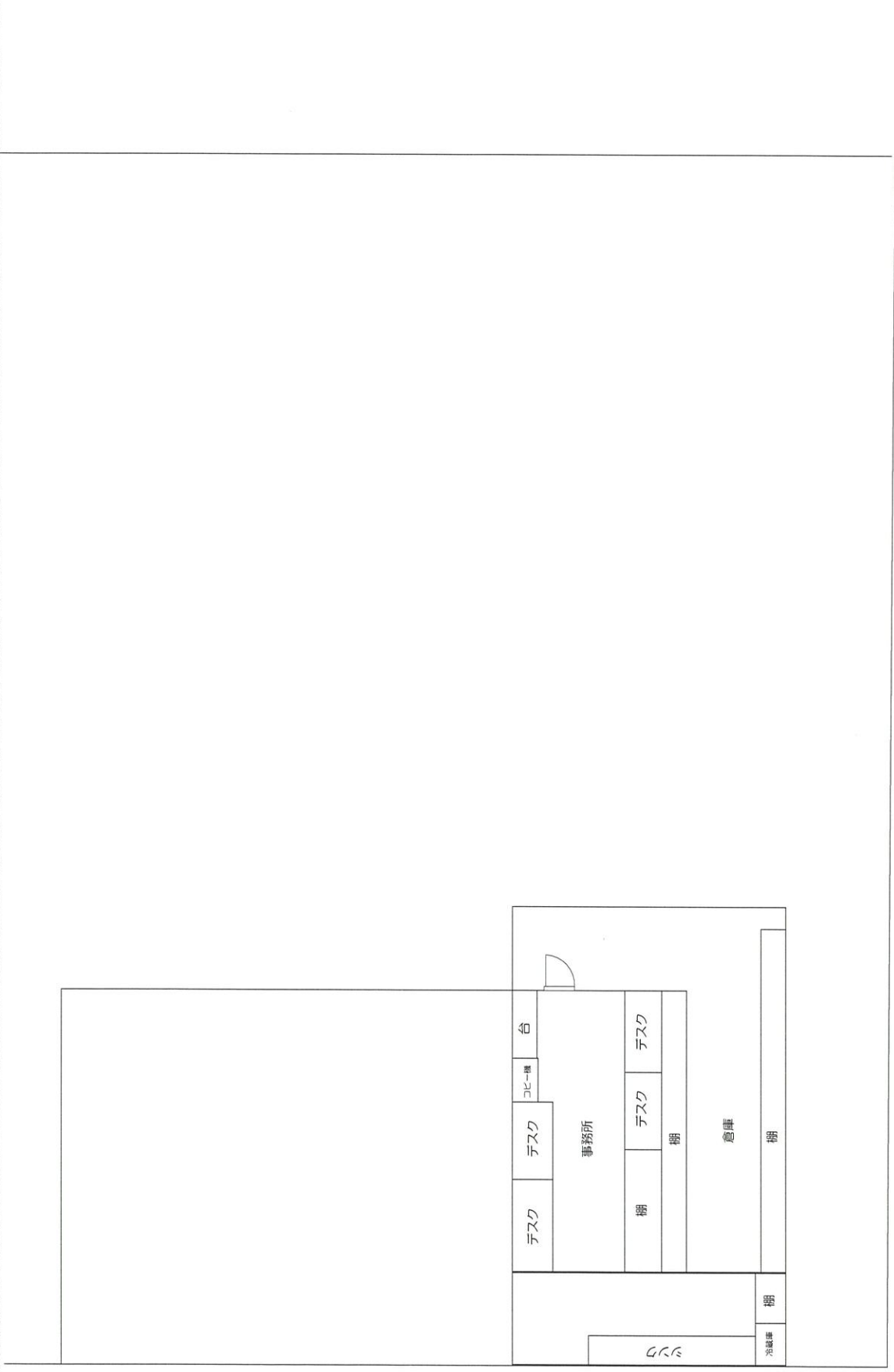


奈良阪町

佐保山テニスクラブ

佐保山
テニスクラブ

元正天皇奈保山
西陵





No. 1



No. 2



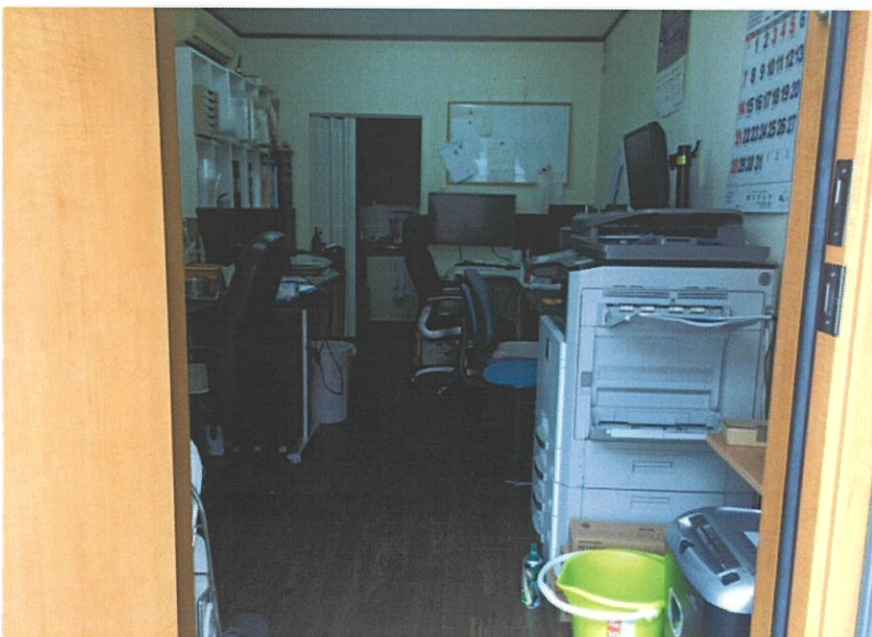
No. 3



No. 4



No. 5



No. 6

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 18 日

カブシキガイシャ アサヒドケン

申請者 氏名又は名称 株式会社 朝日土建
 住所 奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号
 代表者氏名 ^{代表取締役} 川井 俊二
 電話番号 0742-24-8001
 FAX番号 0742-24-8002
 メールアドレス asahidoken@song.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 18 日

株式会社 朝日土建

〒630-8104

届出者 奈良市奈良阪町 1085 番地

緑商第一ビル 102 号

代表取締役 川井 俊二



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 朝日土建	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
川井 俊二	第 155862	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一五五八六二号

給装盟正事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 川井 俊二

昭和四十六年五月三十一日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給水装盟正事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平

